

2. 四半期財務諸表及び主な注記

(1) 四半期貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (令和3年6月30日)	当第1四半期会計期間 (令和3年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,527,710	2,534,165
受取手形及び売掛金	1,750,568	1,716,104
電子記録債権	406,361	449,233
有価証券	2,300,000	2,400,000
商品	435,462	536,278
その他	31,544	54,561
貸倒引当金	△215	△216
流動資産合計	7,451,431	7,690,126
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	1,143,907	1,134,580
工具、器具及び備品(純額)	138,503	146,110
土地	1,161,285	1,161,285
その他(純額)	9,377	8,949
有形固定資産合計	2,453,074	2,450,925
無形固定資産	35,715	33,636
投資その他の資産		
投資有価証券	2,350,965	2,255,740
その他	140,909	154,266
貸倒引当金	△18,063	△20,054
投資その他の資産合計	2,473,811	2,389,952
固定資産合計	4,962,601	4,874,515
資産合計	12,414,032	12,564,642

(単位：千円)

	前事業年度 (令和3年6月30日)	当第1四半期会計期間 (令和3年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	637,981	704,665
電子記録債務	1,558,414	1,625,327
未払法人税等	113,596	73,694
賞与引当金	—	51,912
その他	187,139	160,473
流動負債合計	2,497,132	2,616,072
固定負債		
退職給付引当金	138,032	136,153
役員退職慰労引当金	219,325	222,450
その他	2,800	2,800
固定負債合計	360,157	361,403
負債合計	2,857,289	2,977,476
純資産の部		
株主資本		
資本金	300,745	300,745
資本剰余金	273,245	273,245
利益剰余金	9,011,058	9,039,845
自己株式	△64,554	△64,554
株主資本合計	9,520,493	9,549,280
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	36,248	37,885
評価・換算差額等合計	36,248	37,885
純資産合計	9,556,742	9,587,166
負債純資産合計	12,414,032	12,564,642

(2) 四半期損益計算書
(第1四半期累計期間)

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自 令和2年7月1日 至 令和2年9月30日)	当第1四半期累計期間 (自 令和3年7月1日 至 令和3年9月30日)
売上高	2,241,051	2,358,738
売上原価	1,602,266	1,697,416
売上総利益	638,785	661,321
販売費及び一般管理費	519,048	512,778
営業利益	119,736	148,543
営業外収益		
受取利息	3,637	3,970
受取配当金	—	80
仕入割引	1,255	1,373
為替差益	—	578
その他	37	725
営業外収益合計	4,930	6,727
営業外費用		
為替差損	636	—
貸倒引当金繰入額	2,666	1,991
営業外費用合計	3,302	1,991
経常利益	121,364	153,279
特別利益	—	—
特別損失		
固定資産除却損	—	0
特別損失合計	—	0
税引前四半期純利益	121,364	153,279
法人税、住民税及び事業税	42,357	68,938
法人税等調整額	1,133	△10,277
法人税等合計	43,490	58,660
四半期純利益	77,873	94,618

(3) 四半期財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当第1四半期累計期間の売上高及び売上原価がそれぞれ43,230千円減少しましたが、売上総利益、営業利益、経常利益及び税引前四半期純利益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

(時価の算定に関する会計基準の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。